

武蔵野市第六期長期計画・調整計画策定委員会（第4回作業部会）

■日時 令和5年4月27日（木） 午後7時～午後9時34分

■場所 市役所412会議室

出席委員：渡邊委員長、岡部副委員長、木下委員、久留委員、古賀委員、鈴木委員、  
中村委員、箕輪委員、吉田委員、伊藤委員、恩田委員

欠席委員：なし

1. 開 会

委員長が開会を宣言し、企画調整課長が、議事と資料について説明した。

2. 議 事

（1）各種意見における第六期長期計画での議論内容の確認

①市民会館と社会教育について

生涯学習スポーツ課長が、市民会館と武蔵野市の社会教育について説明した。

【委員長】 市民会館のあり方等について、担当の委員からコメントをいただきたい。

【A委員】 皆様のご意見を伺いながら私も自分の意見を固めていきたい。

【B委員】 市内のコミュニティセンターと、境二丁目にある市民会館について確認したい。市民会館はコミュニティセンターと事業に共通部分が多いがコミュニティセンターの一つか、あるいはコミュニティセンターとは別の施設なのか。

【生涯学習スポーツ課長】 市民会館はコミュニティセンターではない。貸し館業務中心で自主的な活動を促している。学ぶ機会を市で用意するところにはコミュニティセンターとの違いがある。

【B委員】 以前策定委員会で見学した南町コミセンもホールを貸すなど貸し館事業も多いというお話を伺った。各コミセンが市民会館のように自主的な事業を促すことは可能か。

【生涯学習スポーツ課長】 コミュニティセンターは所管外であるが、コミュニティセンターでも様々な社会教育団体が交流し学ぶ機会があると認識している。

【総合政策部長】 市民会館は生涯学習施設という市の位置付けがある。基本的に市の直

営施設である。コミセンは自主三原則により市民の皆さんが自分たちで運営を決めている。そのためコミセンのほうが自主事業の種類も豊富である。結果的にコミセンの活動と市民会館の活動が重なる場合もあるという意味である。

【委員長】 市民会館については、私が第五期長期計画・調整計画に初めて関わったときに議論となった。市民会館は地域を越えて様々な市民活動あるいは学び、生涯学習活動等を推進する市の施設である。当時、武蔵野プレイスの3階に市民活動の新しい空間ができるので、機能が重複するのではないのかということから、市民会館をどうするかが議論になった。武蔵野市は狭くなかなか場所もないので貸し館は重要であり、団体同士の新しい交流等もあるのでぜひ残してほしいという利用者の声が強くなり、存続することになったという経緯がある。市民会館は社会教育や市民活動の場であり、コミュニティセンターは地域ごとにそれぞれの運営団体が自主三原則で自治を考える。ただ、どちらも貸し館が多くなりつつあり、本当にそれでいいのかという部分は議論の余地がある。

【A委員】 分野担当でありながら把握し切れていなくて申しわけないが、ここではどう議論が必要で何を明確にするのか。市民会館のあり方を打ち出して、それをどう目指すのかという議論をするのかを確認したい。

【企画調整課長】 討議要綱に関する市民意見交換会の中で、市民会館に社会教育主事や社会教育士を置いてほしいという意見が出た。第六期長期計画からの策定委員の方々は、市民会館がどういう位置付けなのかをわかっておられるが、六長調から初めて委員になられた方は、議論の前提をあまりご存じないのではということ、今日の議事も「各種意見における第六期長期計画での議論内容の確認」とした。

【委員長】 今回学びを強調した意見が多数あった。市民会館は社会教育施設という位置付けの市の直轄事業である。コミュニティセンターは必ずしも学びをメインにした空間ではない。市民会館で学びを促進するとすればどういう可能性があるのか、そもそも市民会館でやるべきなのかを議論したい。

【C委員】 近年、文科省は「社会教育」を「生涯学習」という概念に変えた。昭和22年に教育基本法ができ、昭和24年に社会教育法ができるが、社会教育法は「教育基本法に則り」とあるとおり教育色が濃い。ただ、武蔵野市は、松下圭一先生の「社会教育の終焉」にある、市民がみずから学ぶということを主眼に置いておりベクトルの違いがある。教育はいまだに「教える」という上意下達的な観点に立っているが、武蔵野市の場合は、市民がみずから主体的に学ぶ。その空間や機会をどう提供するかがまず整理されな

ければいけない。

社会教育法には公民館や図書館についてはあるが、市民会館やコミセンはどういう位置付けなのかを事務方に整理して示してほしかったので、行政権限の及ぶ範囲についての説明をお願いした。

【生涯学習スポーツ課長】 市民会館は法律では公民館ではなく、公民館類似施設という位置付けである。社会教育主事がいて教育を施す施設ではないと認識している。

【C委員】 公民館も自分たちで何かしたいときに使える貸し室業務を行うという理解でいいのか。市民自治を標榜する武蔵野市において生涯学習的な色彩を持つ社会資源がどのように備えられているか、地域の皆様に十分に理解されているのか。今回の意見交換会等の議論を聞いていると皆それぞれに理解が違う。調整計画の中できちんと整理して示す必要がある。

【副委員長】 私もA委員同様何を議論したらいいのかがわからない。仮に市民会館の機能強化が目的だとして、社会教育主事あるいは社会教育士を配置する方向に持っていくのか、いかないのか、持っていく場合はどう運用するのか等を私たちが考えて提案することが今求められているのか確認したい。

【生涯学習スポーツ課長】 市民会館は生涯学習拠点の一つという一定の認識と方向性が出ている。社会教育主事を置いて、上から施すような教育という方向ではなく、今後の市民の生涯学習をどう促進していくか、あるいは地域の課題に向けた行動にどうつなげていくかという視点が必要と考えている。

【委員長】 松下圭一が社会教育を批判しながら議論した 1970 年代は、学校教育が終わった段階から勉強する人はあまりいないはずだということが前提だった。しかし、成人にも学習機会をつくらなければいけないということになり、そのための場所として提示したのは与えるという形の学校に近いものだった。そこから「教育」という言葉が入ってきた。松下はそれに対して、学びは自らするべきものであって、言われてするべきものではないと批判した。

ただ、90 年代に「生涯学習」と表現が変わる。人生のいろいろな段階それぞれに学びがあることが当たり前という感覚になり、社会教育側は、何かを教育してあげようということを見直した。しかも自発的な学びをする側から市に対して、自分たちの活動がしやす

くなるように社会教育士や社会教育主事を配置して、ファシリテートあるいはサポートしてほしいと要望を出すようになった。70年代のセットアップ当時とはお互いの考えが変わったため、社会教育と生涯学習の感覚もゴチャゴチャしてしまった。教育と捉えるのか、ファシリテーションの提供と捉えるのかを整理することが必要である。

【副委員長】 市民会館の機能強化は生涯学習のいわゆるプロモーションだとすると、その施策の一つとして社会教育主事や社会教育士を配置したらどんな効果があるのか。

【生涯学習スポーツ課長】 令和2年度に新しくできた社会教育士という称号は、防災、健康等、様々な地域活動のファシリテーションができる方に与えられるので、そういった方を配置すれば、生涯学習、地域の課題解決につながる市民活動が期待できるが、どこまで機能するかは予測が難しい。

【C委員】 法律が時代の流れに追いついていない。社会教育法には「社会教育主事は、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。ただし、命令及び監督をしてはならない」、「社会教育主事は、学校が社会教育関係団体、地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて必要な助言を行うことができる」と書かれているが、これは教育基本法を踏襲しているだけだ。世の中はネット社会になって、市民はいろいろなところから情報を得て主体的にいろいろなことを学ぶ。一方で、本来は法改正をすればいいところを法改正は大変だからということで、国は次々と新しい職種をつくる。

武蔵野市は独自の路線を歩みある意味先を行っている。そこを市民が理解して、市の社会資源なり機能を有効に活用するために、市民会館、コミセンはそれぞれどういう機能を果たすべきかを議論するほうが建設的である。

【D委員】 市民会館は、どういう稼働状況にあるのか。どういう使われ方をして、どういうプログラムがあるという資料はあるか。

【生涯学習スポーツ課長】 部屋を貸す「貸し館」として稼働している。稼働率は、高い時で70%という時期もあったが、コロナ等の影響により、一時40%程度になった。最近では若干持ち直して55~60%となっている。

自主事業は、青少年向けと成人向けとがある。青少年向けの子どもワークショップは人気があり、例えば実験ワークショップは、定員24名のところに32名の応募があった。料

理ワークショップは定員 10 名に 38 名の応募があった。成人向けでは、子育て中の親が子どもと一緒に参加して、ともに学び育て合うことを目的とした親と子の教室がある。親は子どもを取り巻く環境や生活文化などを学習し、子どもは保育室で保育士や同年齢の子どもと楽しく遊び集団行動を身につける事業で、1 期で定員 12 名のところに 20 名ほどのエントリー希望があった。

【D委員】 企業が主催するカルチャーセンターのようなものに対してどのように特化しているのか。より市民に寄り沿えるというような特色があるのか。

【D委員】 運営主体のモチベーション、各プログラムは何を目指しているのかを知りたい。

【生涯学習スポーツ課長】 子育て系は確かに企業等でも実施しているが、市民会館の事業は長年継続しており市民会館に行けばそういう事業があるという、地域に根差した安心感のようなものがある。

【A委員】 これは誰が企画して、どのように広報しているのか。

【生涯学習スポーツ課長】 市民会館の職員が企画する。広報は市の一般的な事業と同じように市報や SNS で行っている。

【A委員】 ごく単純な考え方だが、人気企画は継続してもらうが、古くからある企画は、市民のニーズを調査しながら新しい企画を立てて提供するということを実験的に行うのが一番いいのではないか。パブコメにも意見交換会にも、社会教育主事を置いてくれという意見が出ているのは、生涯学習の中身をファシリテートしてほしい、提案してほしい、その中からチョイスして自分たちの学びを促進していきたいという要求があるからだ。うまくいっているところを踏襲し、加えてニーズ調査をして、そこに応える企画を立てるのが正攻法のような感じがした。

【E委員】 プレイスができたとき、市民会館で社会教育（生涯学習）をしていた団体が多数あり、その団体の人たちはプレイスには行かず市民会館を学習拠点とするという意見だった。意見交換を重ねた結果、市はプレイスを生涯学習支援のメインと位置付けた。市民会館自体のファシリテートについては、は文化祭もあり、利用する市民団体が調整して市のスタッフも入った実行委員会を運営しており、一定のファシリテート能力はある。

プレイスは、市民活動支援と生涯学習支援の 2 つが位置付けられている。青少年について

ではかなり力を入れているが、市内全体の市民活動団体、生涯学習支援団体のファシリテーターが弱い部分があるのも事実である。今後、社会教育主事あるいは社会教育士を置いて生涯学習の支援を展開するのはプレイスのほうだと考えている。

市民会館は貸し館に完全移行するとは考えていない。今も人気の講座があり、男女平等推進センターが併設された複合施設である。

【副委員長】 生涯学習をよりいいものにするプロモーターやファシリテーターが必要だということはよくわかった。会館の機能強化というのもわかったが、今回要望として多く出された社会教育主事あるいは社会教育士は本当に必要なのか。その資格がなくても、それなりに見識のある地域の方々、市の職員でもその機能は十分果たせるのではないか。

【E委員】 現実的には副委員長の言われるとおりと考える。ただ、生涯学習、社会教育に関する一定の勉強をした方であるので否定はしない。

【委員長】 会館での活動に新しい人が入ってきてくれないということもあり、ファシリテーションに期待したいところもあると思われるが、ファシリテーターがいたら何かがいきなりバラ色になることはあり得ない。市政として、全ては学びにつながるということは強調してもいいのではないか。ただ、それはファシリテーターを置いてまでしなければいけないことなのか。学びにつながるものを生かして行ってほしいというメッセージを強く発信すべきかを議論していきたい。

【F委員】 全体に対することだが、この議題で事務方もしくは武蔵野市は私たちに何を期待しているのか、冒頭に説明していただく必要がある。今回も、途中まで何をしているかさっぱりわからなかった。六長の調整計画の策定で市民会館をどのように位置付けてほしいのか。この記述をこう変えてもらいたいというものがあるのか。はたまた別の問題が出てきているのか。もしくは、市民からこういう意見が出たが、ここはこう理解してほしいとか、調整計画の文章を変える必要はないということとか。それによって委員会として考えるべきことは随分変わる。

また、市民会館の必要性について、12人のところに何人の応募があつて、だから人気があるということは全く説明にならない。12人の教室をするためだけにその施設を維持するのか。その維持コストは幾らなのか。昭和59年に大規模改修したのであれば、近時に大きな建てかえが必要になるのではないか。今回の調整計画では会館の建てかえまでは言及しなくていいとか、機能をこう強化したいという説明をいただかないと、議論は空転

し時間効率も悪い。

また、この手の問題を、ご担当されている委員の方とコンセンサスもしくはすり合わせがない段階で委員会にて議論するというのは規則的にもおかしい。担当の委員と事務方よりこういう意見があり、それをここで議論するならいいが、今回は担当の委員も何を議論しているか最初わからなかったというのは、この委員会の運営として非常に問題がある。今後の運営の改善に期待したい。

【委員長】 非常に重要な議論と考える。事務局は冒頭に、どこをポイントとして議論してほしいかを指摘願いたい。

【A委員】 今、F委員から苦言を呈されたとおりで、私が経験した幾つかの自治体の会議で、事務局とすり合わせをするというのはしたことがない。委員会の進め方について、どこかの段階でぜひご教示願いたい。

【F委員】 A委員のご指摘はごもっともである。市民会館については、私も全く記憶にないぐらい、わかっていない話だった。

ご参考までに。私は次第が公表されると、まずテーマを見て、何をしたいのか予測がつかないとき事務局に連絡する。事務局からも、担当分野のこういうことに時間を当てるとか、市民との意見交換会で出されたこの件についてはすり合わせが必要だということを、立ち話やメールで知らせてくる。非公式な形での情報交換は結構行っている。お互いが意識を持って、わからないことは事前に確認をしている。

【副委員長】 会議の時間効率という意味では、事務局と担当委員が事前にすり合わせや意見交換をしたほうがいいことは論をまたないが、今日のようなこの作業部会ではそれは必ずしも必要ではないのではないかと。

【F委員】 それはそうだが限られた時間の中で、この後、インクルーシブや給食費の無償化、市政アンケートについての議論もある。

【委員長】 時間問題は全て私の責任だが、意見交換は全員で行うことなので、担当の委員だけがわかればいいことではない。

市民会館の議論が続いているのは調整が難しいからである。落とすところがなかなかないという現実問題もある。ただ、共通理解を得たということでは、ここで議論していることには意味がある。以後は効率よく進める。

## ②インクルーシブ教育について

教育相談支援担当課長が、インクルーシブ教育について説明した。

【委員長】 この点については、理念的な考え方の違いが大きい。国の姿勢も若干違う中で様々な議論が行われており要望も多い。

【E委員】 今回これを「議論内容の確認」に挙げたのは、市民意見が多かったということと、インクルーシブ教育システムとインクルーシブ教育の言葉の違いについて、策定委員の共通理解を得たかったからである。市はフルインクルーシブに移行するにはまだ少しハードルが高いので、討議要綱ではインクルーシブ教育システムの理解を進めるという書き方にした。

【委員長】 あえて聞きたいのだが、本当にフルインクルーシブ教育を理念として掲げていいのか。私個人はそれを掲げるのはとてもいいことだと思っているが、国はそのことを今言っていない。市としては、最終的には目指すものの、今はちょっと限界があるから手前でとめておきたいということか。

【教育相談支援担当課長】 フルインクルーシブを実現するためには、イタリアの例にあるように、通常 25 人学級で特別な支援が必要な子どもがいる場合は 20 人学級にするなど、少人数のクラス編成が必要になる。また、特別支援教育に関する経験や指導のできる教員配置が必要になるなど、国の制度に関わるものが様々あるため、実現に向けて、現状としてはハードルが高い。市独自でできるものではないと思っている。

【E委員】 訂正する。フルインクルーシブを目指すということではなく、インクルーシブ教育の理念があり、現段階ではインクルーシブ教育システムの理解を深め進めるとして

【G委員】 意見交換でもフルインクルーシブを考えてほしいという意見、インクルーシブ教育システムの考え方をもう少し理解につなげてほしいという意見があった。フルインクルーシブは、今は難しいというところを六長調でどこまで書き込むのか。次の七長にはどう考えていくか。市は最終的にフルインクルーシブに行こうとしているのか。七長でもそこを理念として入れるのが難しいということであれば、インクルーシブ教育システムというところにとめておく必要がある。一方で、討議要綱の基本施策 4 の 5) は「インクルーシブ教育システムについて、理解を深め推進するために」でとまっている。理解されて



いない現状が武蔵野市にあるのか。インクルーシブ教育システム自体の理解も学校の先生たちの中であまりなされていないということか。

【教育相談支援担当課長】 国の中央教育審議会が3月に次期教育振興基本計画の答申を出した。障害のある子どもとない子どもが可能な限りともに過ごすための条件整備をして、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びを整備する。その両輪でインクルーシブ教育システムを進めるという記載があり、討議要綱はそれに合わせたである形。今回、「多様な学びの場」という言葉を記載しなかったが、計画のときにはきちんと書き込まなければいけないと考えている。

また、討議要綱の「理解」について。障害に応じた教育を提供できる多様な学びの場、通常学級での合理的配慮についての整理がまだ十分ではない。その理解の推進ということである。

【G委員】 討議要綱の共生社会の実現に向けてをフルインクルーシブという形ではないにしてもどのように出すか。インクルーシブ教育システムや多様な学びの場への理解を促進するために、市は何をする必要があるのか。何を書けば整理されていろいろな施策に反映されるか、工夫が必要だと感じた。

【H委員】 障害のあるお子さんの保護者が実際に求めていることについて、市でヒアリングなどしたのか。インクルーシブ教育がもっとあるといいとか、先生の理解がもっとあればよかったのにという意見が出ているのか。

【教育相談支援担当課長】 多様な学びの場に期待されている方は多い。特別支援学校を希望する方も全国的に多いと言われている。発達障害に比較的早くから保護者が気づいて、特別支援教室、通常級に在籍しながら取り出して授業を受けるという個別の教育的ニーズがあるということだと思う。

【委員長】 私が意見交換をしてきた中では、普通の学級で合理的な配慮を受けながら学びたいという方もいらっしゃるが、そうではない方もおられた。かなり多様である。

【B委員】 私もはじめはインクルーシブ教育システムとインクルーシブ教育の違いがわからなかった。パブリックコメントにも、市民にわかりやすく説明してほしいという意見があった。今回はそこも書き込んでいただきたい。

国連は、最終的にはフルインクルーシブに持っていくことを目指して言っているのだと

思う。武蔵野市はそこまでいかないにしても、六長から七長にかけてどこまで進めるか、目標に向かうロードマップを示せば、パブリックコメントを寄せた人たちも納得と安心が得られるのではないか。

【A委員】 ご家族、ご本人、このシステム下にある現場の教師たちからは、どういった課題、メリットが提示されているのか。あるいはヒアリング等をしたのか。

【教育相談支援担当課長】 一斉にアンケートをとるようなヒアリングはしていないが、個別具体的にお声は入ってくる。いろいろなお考えの保護者がおられるので、この学級で学ぶほうが本人のためになるのではないかとということがあっても、違うところを保護者は望んでいて、学校の先生方が指導に苦勞されることもある。

【A委員】 将来的にフルインクルーシブに移行するという理念を持っていたとしても、現段階においても、その手前のシステムで課題が多く、うまくいっていないと感じることもある。そういう状況で理念を掲げて、本当にそこに移行できるのか。理念として掲げることは重要だが、今あるこのシステムが本当に十分に回っているのか。その点検と課題の克服も必要である。

フルインクルーシブが世界的な潮流になっていくことを権利条約は目指していると思うがいろいろな選択肢は残るべきと考える。国連からは怒られても、学級とか学校があったうえでフルインクルーシブの学校があって、保護者もしくは本人がそれを選べるのが最終的には理想的な形だと現段階では思っている。

【D委員】 私が65年前に小学校に入ったときは、50人の6学級で、いや応なくフルインクルーシブだった。クラスにはちょっと発達障害の子もいて、みんなでいじったりしつつ助け合ってもいた。それが社会勉強になっていた。5年生のころにむらさき学級ができて、6年生でクラスメートがむらさき学級に行ってしまったことで、心に大きな穴があいたような気持ちになったことを覚えている。多様な人間がいるということが、ここで言うインクルーシブ教育システムだと思うが、そういう概念も知らないまま暮らしていた。

【C委員】 この問題は理想と現実が非常に難しい。経済的な理由で教育が受けられない子どもたちはいなくなり制度的には解決した。身体的な状態の違いに応じて、聴覚障害者の学校、視覚障害者の学校等、専門的な教育を受けられるよう環境も整えられた。問題は

尊重すべきは誰の意思で、誰の人権を守るべきなのかということである。多くの場合、親の意思で自分の子どもにほかの子どもたちと同じ教育を受けさせようとする。これを現実になかえるためには、教師の人数、専門性について個別に対応するとなると相当な覚悟が必要と考える。高齢者介護は、一人ひとりにケアマネジャーをつけて、個別のケアマネジメント計画を立て、モニタリングし、PDCAを回す仕組みにした。これを教育で同じようにできるのか。一人ひとりの児童生徒に対して専門の教師をつけて、個別の授業計画を立てて、モニタリングしながら、それぞれの子どもの特性に合わせたスピードで進めることにこの国が切りかえるというならフルインクルーシブは大歓迎である。ヨーロッパは個人及びその人権を限りなく大事にすることを基本としているので、国連の指摘のようなことになる。先ほど、市だけでどうこうなる話ではないというご発言があったが、市民には正しく理解していただき、少なくとも現状においてなぜインクルーシブ教育システムにしているかという説明はきちんとすべきと考える。

【委員長】 これは非常に大きく、かつ高邁な理念がある。もしリソースが無限にあったらぜひ実現したいというのは誰もが同じ思いだが、制度の問題もあって、なかなか難しい。さらに言えば、A委員が「現段階においても」と言ったように、教員ですら、完璧な理解ができていないという段階なのではと考える。当事者ではない保護者が、インクルーシブ教育にかなり批判的なこともある。共生社会という理念を掲げることは守っていくが、現実的な落としどころはインクルーシブ教育システムの維持と、その質の向上を図るところになる。障害があろうが何があろうが、ともに社会をつくる。また、できるだけ現場の方々に迷惑がかからないようなリソースを投資するということを訴えていくことが必要。細かい調整は、先ほどG委員が、いろいろやっていく必要があるとおっしゃっていたので、それとあわせて、お願いしたい。

【副委員長】 B委員は先ほど、フルインクルーシブという高邁な理念に向けて動くべきで、ロードマップを作成するのがいいと言っておられた。現実的には、そんなリソースはないし、国は、実を言うとそこまでは今求めている。

【委員長】 国は前向きとは言えない。

【副委員長】 私たちが国の指針にのっとりなら、より充実したインクルーシブ教育システムをまずはしっかりする。それが落としどころという理解でいいのか。

【A委員】 私はそう考えている。

【C委員】 平成 28 年に障害者差別解消法が施行された。この中で謳われている「合理的配慮」は、国、都道府県、区市町村、会社（事業者）までだった。差別をなくすというのは、個人のレベルまでいかないと解決しない。しかし、差別解消法は、差別したら処罰するようなことはできないという法的な限界がある。そこは踏まえなければいけない。しかし、少しずつ進んでいる。教育の機会というのは大事なことと考える。そこを逃してはいけない。誰の幸せを一番に目指すべきかを我々は考えなければならない。

【委員長】 この問題は、理念的なものの正しさと現実的な部分の隔たりがあり、しかも政策がそれぞれ違うところが複雑に絡み合っていて難しい。それを踏まえたうえで我々は計画を策定し、実践等を行う必要がある。有意義な議論ができた。

## （2）討議要綱への意見を踏まえた個別課題の整理

### ①学校給食費無償化について

教育支援課長が、学校給食費無償化の考え方について説明した。

【企画調整課長】 この件は先日の意見交換で市長から発言があったが、この間にわかに学校給食費の無償化の話が出ている。23 区の中でも、実施しているところはあるが、統一地方選の争点になっていた自治体が多い。

先ほどインクルーシブのほか、教育分野は今後、学校改築、教員の働き方改革、不登校児童生徒の支援、特別支援教育の充実など、多額の経費がかかる事業を様々していかなければいけない。その中で学校給食の無償化という話も出てきたので、本当に優先すべき施策は何なのかを考える必要がある。また、今、教科書は無償だが、副教材は費用がかかる。市長から議論してほしいという話のあった学習者用コンピュータの費用のほかに、制服、セカンドスクールの食事代、修学旅行の費用等にも波及することであるので、ご議論いただきたい。

【副委員長】 学校教育法第 11 条の 2 項は、学校給食を受ける児童又は生徒の「保護者の負担とする」とある。無償化しているところは法律違反をしていることになるのか。

【教育支援課長】 法律違反ではない。国は、自治体の判断で給食費を出す分には問題ないだろうという見解を出している。

【副委員長】 学校給食法に違反していると読み取れるので、資料を出してほしい。

【委員長】 国の所管がこれは違反ではないという見解を既に示して、通達等を出していると思うので、それを後日、出してほしい。

【A委員】 これは議会マターではないか。策定委員会として何を議論するのか。六長・調整計画委員会の学校給食の無償化に対してどう考えるかを議論して、その見解を打ち出すということか。

【企画調整課長】 学校給食の無償化についてどう考えるか、この策定委員会で議論してほしいという投げかけが先日市長からあった。また、意見交換の場で、討議要綱には記載はないが武蔵野市でやってくれないかという要望があった。いただいた意見については、いずれ全て対応案を示すが、

武蔵野市においては、これだけの財政支出を伴うものであれば長計マターという位置付けで整理しているので、調整計画で書き込めるのか書き込めないのかというところを含め、大きな方向性、どう考えていくのかを議論する。

【総合政策部長】 もとの文書までは今、持ち合わせていないが、給食費無償化について文科省が見解を出した。学校給食法の施行令に記載されている経費の負担は、負担関係を明らかにしたもので、それに対して学校設置者の判断で、いわゆる補助という形で、別途することは構わないという見解を示している。

【委員長】 市長、市議会議員、市民意見交換会で学校給食の無償化についての議論があったことを踏まえて、策定委員会として、どのように考え、書き込むのか。書かずにリジェクトという対応をとるのか。私自身は、即反対ではないが、何のための政策なのか、政策目標が何なのかがかめずにいる。庁内推進本部では、何のためと位置付けているのか。子育て支援か。あるいは子育て世代の経済的な支援か。公教育の充実という文脈か。

【企画調整課長】 庁内推進本部でも、この議題についてまで議論していない。今般の意見交換で市長は、低所得者は無償にしているが、それがかえって所得制限になるのではないかという問題意識について話していた。給食は食育という視点でも大変意味があり、これを実施することで、子どもの豊かな学びや育ちを所得制限なく行うことができる、子育て支援の観点から重要だというのが市長の考えだが、年間約5億円の負担があるという財政面も考えなければいけない。

【総合政策部長】 市長の考えが基本的には子育て支援としてであるということは庁内で共有している。子育て支援はこれまでもいろいろな形で進めてきた。重要な施策で、できることならやりたいというのは市長のお話のとおりだが、最優先とするかどうかは、ご議論いただく必要がある。当然、計画マターではあるが、どの程度の優先順位とするのか。最終的には予算も含めてどのくらい前向きに検討していくべきかという方向性を議論いただきたい。

【副委員長】 今議論していてもちょっと不毛な点がある。この法律を読み解くと、法令違反ではないか。でも、現実にはそれをしている自治体がある。より上のところから、こういう理由があるならば自治体で無償化していいというような見解が示されたのなら、その理由を示してもらわないことには、僕たちは議論できない。勝手にやっていいということなら、法律の該当条文を変えなければいけない。法律の変則運用が許されているのであれば、その根拠と理由を教えてほしい。他自治体が既にやっているなら、武蔵野市もお金があればできると思うが、子育て支援のため等、勝手な理由でするわけにはいかないのではないか。

【総合政策部長】 明確な資料は次回までに用意する。既に文科省が法令違反ではないという趣旨で文書を出したと理解している。基本的には保護者負担だが、学校設置者がその保護者負担を軽減することまで禁止したものではないという解釈は、国会でもたしか答弁されている。確認する。

【F委員】 国の政策はこういうことがよくある。「保護者の負担とする」というのは、保護者がお金を払うが、市が保護者に助成することを禁止すると書いていないので自由だという法的なたてつけにしているのだろう。

【C委員】 子育て支援と捉えたとして、行き着くところは経済的負担の軽減である。子どもの栄養摂取だとか発達保障の観点から食事をきちんと3食ということであれば、3食の負担でなければいけないが、学校給食は昼しか出していない。子ども食堂のようなところは夕方と朝の食事を出しているが、そこはどうするのか。行き着くところは、低所得者対策なのか。

今回の市長の提言は全ての児童の給食費無償化で、低所得者対策は既に行っているということだが、全ての学校給食を無償化するという前提であれば、社会保障の所得再分配の仕組みについてはどう考えるのか。お金を持っている人にまで出すのかという議論も必ず

出る。長期にわたってコストがかかるので、ただ単にイメージ的にいいみたいな話ではなくて、高邁な理念のもとの議論が必要と考える。

【F委員】 この話は、政策的な趣旨だけでなく、毎年4億8,000万円という武蔵野市の財政への長期にわたるインパクトの大きさも見なければいけない。私はこれは最優先の政策ではないと思う。学習者用コンピュータの配付のほうが優先されるべきだ。市長との意見交換のときにも私がそういう意見を申し上げたところ、市長は、結構トーンダウンして、確かにそうですねというようなことを言っておられた。4億8,000万円を恒常的に減免することを導入する場合、その財源はどこから持ってくるのか。一般会計から繰り入れるとしても、どこかの予算を縮小して持ってくることになる。そこが見えてこない限りは、長計で位置付けるのは難しい。

4億8,000万円の財政を捻出できたとして、優先順位のトップとするかどうかは、長計では決めかねる。学習者用コンピュータ等のいろいろな教育支出の中で、どれを優先すべきかは今後検討する、もしくは個別計画の中で詳細な検討をすると書くのが精いっぱいのところではないか。決め打ちで本施策に対して是非を書くのは難しい。

【委員長】 私の意見もF委員と近い。無償化だけを決め打ちして書くことには疑問がある。私が先ほど理念を聞いたのは、公教育の充実を図る具体例として給食費無償化とか学習者用コンピュータを書くのか、あるいは子育て支援を書くのかで、持ってくる財源と個別計画が変わってくるからである。

教育関係者の中には、学校給食の無償化は政策としてはすばらしいが、それは同時に学校給食のコスト負担意識を失わせることになる懸念する声もある。また、スキームに十分注意しないと、無償化したものを有償化するというのは恐ろしくハードルを高くする。

計画で具体的にどう書くのかは、まずは担当のG委員とワーキングでしっかり詰めていたいただきたいが、位置付けをしっかりしておかないと、抽象的な書き方すらできなくなる。事務局や庁内推進本部でもしっかり議論していただきたい。

【副委員長】 無償化に踏み切った他市区ではどういった議論が行われ、どういった理由で決定されたのかがわかれば、教えてほしい。

【教育支援課長】 全部に聞いたわけではないが、選挙公約に掲げて当選したことで、首長のトップダウンで行った自治体もあると聞いている。

【C委員】 市長との話のときに私は老人医療費無償化の話をした。今この国は、子どもを増やそうとしているが、子どもの数が今の倍になっても続けるのか。長期的視野に立って議論すべきである。また、私立学校に入っている人のことも踏まえる必要がある。

【委員長】 優先順位その他を含め懸念点はかなりある。それでも進めるにはそれなりの議論が必要である。書き方を踏まえて前提条件を整理する。

## ②市民意識調査と市政アンケートについて

市民活動担当部長が、市民意識調査と市政アンケートについて説明した。

【副委員長】 市民意識調査について、勧奨はがきがあるなしで回答率が下がったのと、個人情報ひもつきのところがよくわからなかったので説明してほしい。

【市民活動担当部長】 市民意識調査の調査票を送るときにIDを振って、ネットからも回答できるようにした。実際には誰が回答したかはわからないようになっているが、宛名ラベルにIDが入っていたことで、市は対象者のリストを持っていて、誰の回答かをひもづけするのではないかとの疑念を生むと考える。市にリストはないが、クレームがあったため勧奨はがきの送付は取りやめとした。

【副委員長】 勧奨はがきというのはどういうものか。

【市民活動担当部長】 回答期限の少し前に「ご回答ありがとうございます。まだの方は調査票へのお答えをお願いします」というはがきをお送りする。これにより回答率が8～10%上がると言われている。

【委員長】 これは社会調査の基本中の基本である。勧奨はがきは、アンケートに答えてくれた人にも、くれていない人にも出す。答えた人を除外して送るということは、誰が答えたかをわかっているということになるからである。普通の調査は1回ないし2回送付する。締切が1週間ほど過ぎた後にも、まだ間に合うということを知らせるために送ることもある。次回はぜひ勧奨はがきを出してほしい。

【F委員】 決算額は、市政アンケートが約270万円、市民意識調査が約410万円とのことだが、市政アンケートは回収率が7.5%であり、有効回答者数に郵送料を掛けても金額はわずかである。市政アンケートのほとんどは、集計する業者への委託料ではないか。一方、市民意識調査は3,500～4,000通のうち回収率36.7%で、約410万円だ。市政アンケート



トと市民意識調査のコストの差は何により生まれているのか。

【市民活動担当部長】 市政アンケートの集計分析等にかかる委託料は約 100 万円である。市報大のものをシルバー人材センターに委託して各戸投函していただき、はがきの形で回収する。そのほかははがきの印刷代、郵便料である。

市民意識調査は、34 項目を記載した冊子状の調査票を送付する。委託料は、調査の詳細設計・印刷・集計分析の費用で、回収の際の郵送料等も含まれる。内訳については本日持っていない。

【F 委員】 コストの差は情報量の差ということか。

【市民活動担当部長】 そのとおりである。

【D 委員】 企業は主に販売促進でアンケート調査を行う。学術的な調査、社会調査をする際は、最初に仮説を置く。行政は、政策決定に一体どれぐらい役立つかを調査するためにアンケートをとるが、調査前から大体のことは既にわかっているし、調査で初めてわかったような意外な結論が出ることはほとんどない。全世帯あるいは無作為抽出の調査は、非常に公平なやり方に見えるが、実際は回答する人がかなり限られている。ある意味でバイアスがかかった集団の回答である。無作為でも、全世帯でも、バイアスのかかった回答を分析して公平性があると言えるのかは、かなり疑問である。

こういうことをする場合、例えばモニター制度的なことも考えられないか。公募に応じた人と 1 年間契約して、こちらの政策の意図を説明する資料も渡して、意思のある方から定点観測をする。謝金を払って継続モニター形式にするほうが、意味のある答えが出る。

【C 委員】 昭和 59 年から 4 年ごとに意識調査を行っている。この後、市町村行政はほとんど計画行政に変わり、専門分化して、障害、介護、医療等、それぞれ計画立案のたびにアンケートをとるようになった。そのため、市政アンケートは大まかなことしか聞けなくなった。「実施目的等」には「長期計画（調整計画）策定のための基礎資料とする」とあるが、長期計画には市民意識調査や市政アンケートの結果はあまり載っていない。やはり少しずれてきているのではないか。ただ、市民の行政に対するチェック機能としてのモニターのことは重要と考える。情報に対するアクセスの仕方は年齢階層ごとに違う。調査する項目は同じでも、紙と SNS ではパターンが分かれるのか。

今般の市議選で、立候補者の話を聞いていると、皆さん「市民の皆さんの声を聞く」と

おっしゃっていた。市長も市民から選ばれている。やりたいことだけをやるのではなく、いろいろな声を聞いたうえで、できること、できないことを取捨選択するのが本来の姿だが、市民の声をちゃんと聞いていないのではないか。市民はそれを言える場がないということであれば、今までの手法とは別に、言える場をこれからどうつくっていくかが課題。

【市民活動担当部長】 以前は意識調査でも、介護やコミュニティについて聞いていたが、各分野の計画ができる中で細分化されて、意識調査は大きくくりなものになってきた。

D委員がおっしゃった仮説というところは、この意識調査では確かに弱い。

継続モニター制度で、年齢によりアクセスの方法を違えることができるかということについては、東京都がネットモニター制度を始めており、回答率は全体で約 98%で、年齢構成を見ると、70 歳以上の方でもほぼ 100%の回答率である。図書カードのような謝礼が出る。紙でないという方はいらっしゃるが、一定の年齢層の方でもインターネット対応可能な方はおられる。東京都の別の部署では紙で意識調査をしているが、数字的には違わない。一つの調査で、この年齢層だけ紙で送るということは難しいが、何らかの方法は考え得るのではないか。

声の反映も課題となっている。たくさんの自由意見をいただいても、その反映には濃淡が出ている。現状があるアンケートを通して意見を把握し、広報・広聴につなげるには努力が必要である。

【委員長】 市民意識調査は、オンライン回答の比率が高まっている。国勢調査も今はオンライン併用である。オンライン回答を選択するのは若い世代だけというわけでもなく、高齢化が進んでいる地域のほうが東京より回収率が高いこともある。

【E委員】 この問題については内部でも議論した。再編すると、経年変化がとれなくなるため、行政としてはやめづらいところがある。

また、個別計画を立てるようになり、市役所内では様々な市民意識調査が行われている。そのため、市政アンケートは大枠のアンケートになってしまい、経年変化以外のところでは使いづらくなった。

市民意識調査は、今回の六長調では評価で使っている。それに連動する形で、今後は質問項目の検討が必要になる。

市政モニターのような形の登録は、可能性はあるが、無作為で、誰でもどうぞだとちょっと怖いところがある。お知恵をいただきたい。どのくらいの数が集まっていれば調査対象として有効なのかも確認したい。

【委員長】 モニターは、社会調査的にはある程度答えがある。まず無作為で選んだうえで、謝礼を払って継続していただく形のものが多い。市民意識調査も、300～500円でいいので謝礼を払っていいのではないか。その場合、個人情報に関係もあるので、謝礼は回答の有無に限らず前渡しする。

人数に関しては、かなり議論のあるところと考える。どれぐらいの項目を聞くのかにもよるが、年代と性別は分ける。地域もある程度分けると、武蔵野市の場合は、そこまで大きな人数にはならないと思う。4,000票配って、インターネットも回収オーケーにして、コストは400万円ぐらいではないか。

【F委員】 このテーマは結構前から仕掛けていたこともあり、市長がわざわざトピックスに取り上げてくださり、ご意見をいただきました。市長は市民アンケートの全戸配布にこだわっておられたので、無作為抽出ではなく、全戸配布の道をデジタルでつくるのが今回の肝になるとすると、「わたしの便利帳」にはがきを添付するというのはいいアイデアと考える。デジタルに対して技術的に難しいと思う人たちの声も拾えるものをつくる。重要なのはデジタルを使ってコストを削減することであって、さらには効率と頻度を上げる。このことに尽きる。行政は、収益企業ではないので、パフォーマンスを全て数字で表現するのは難しい。しかし、行政の最終的なユーザーは市民である。市民の満足度が最終的にはマルチなKPIになる。それとリンクする道を開いておかなければ、七長で目指そうとしているKPIは水泡に帰す。これこそ施策設計の基本的なデータとなるものなので、これに関してはコストを増額してもいいのではないか。

【委員長】 市政アンケートは要らないという私の意見は変わらない。市民意識調査については、無作為で行うとバイアスがかかるという意見もあったが、ほかの公的統計等も同じような方法を用いており、少なくともバイアスは最も下げている。予算との兼ね合いもあるが、謝礼を出すことで、バイアスはさらに下がる。かつ、評価に有効活用する方向へとシフトする。

意見交換会には意識のある人しか来ないという意見があったが、サイレントマジョリティーの意見をできるだけバランスよく吸い出し、全く新しい試みとしてデジタル活用を取り入れるとか、「わたしの便利帳」につけるはがきに二次元コードを入れてシステム化すれば、配布コストも下げられる。また、頻度を高くして、いろいろな使い方ができるよう

にする。コホートの問題も大きく、ネット環境が難しい方もいらっしゃるので、しばらくはネットと併用しながら、完全デジタルに移行することを目指していけば、コストは大きく下げられる。活用等テクニカルな話は各所管で考えていただきたい。この調査データは非常に貴重である。うまく匿名化したうえでオープンデータ化してほしい。特に市民意識調査は24ページもとっていながら、ここでしか活用しないのはもったいない。

### (3) その他

#### ①調整計画案に関する市議会議員との意見交換について

企画調整課長が、調整計画案に関する市議会議員との意見交換について説明した。

【C委員】 討議要綱に関する意見交換のときは、当日の発言は、あくまで各委員の個人の意見ということが前提だった。今回は「事前に書面で質疑応答」という説明があったが、ここで言う応答の「答」はこの委員会としての答えということか。

【企画調整課長】 タイミングが非常に難しくなるが、10月6日の直近の策定委員会の中で諮らなければ、委員会としての答えは出せない。一旦は分野担当の個人的な見解をとという形が一番スピーディーだが、それは議員側からすると、委員の個人の見解なのか策定委員会としての見解なのかとなる。委員会としての回答をするのが理想ではあるが、やはり一旦は委員としての回答ということになってしまうのではないか。

【委員長】 私も今全く同じところで疑問に思っていた。委員各位でもお考えいただき、次回の策定委員会に持ち寄ることとする。事前に事務局等にお送りいただいてもいい。

企画調整課長が、第5回作業部会の日時と場所を確認して、委員長が武蔵野市第六期長期計画・調整計画策定委員会第4回作業部会を閉じた。

以 上